



家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ） 処理手数料の改定案について

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

旭川市環境部

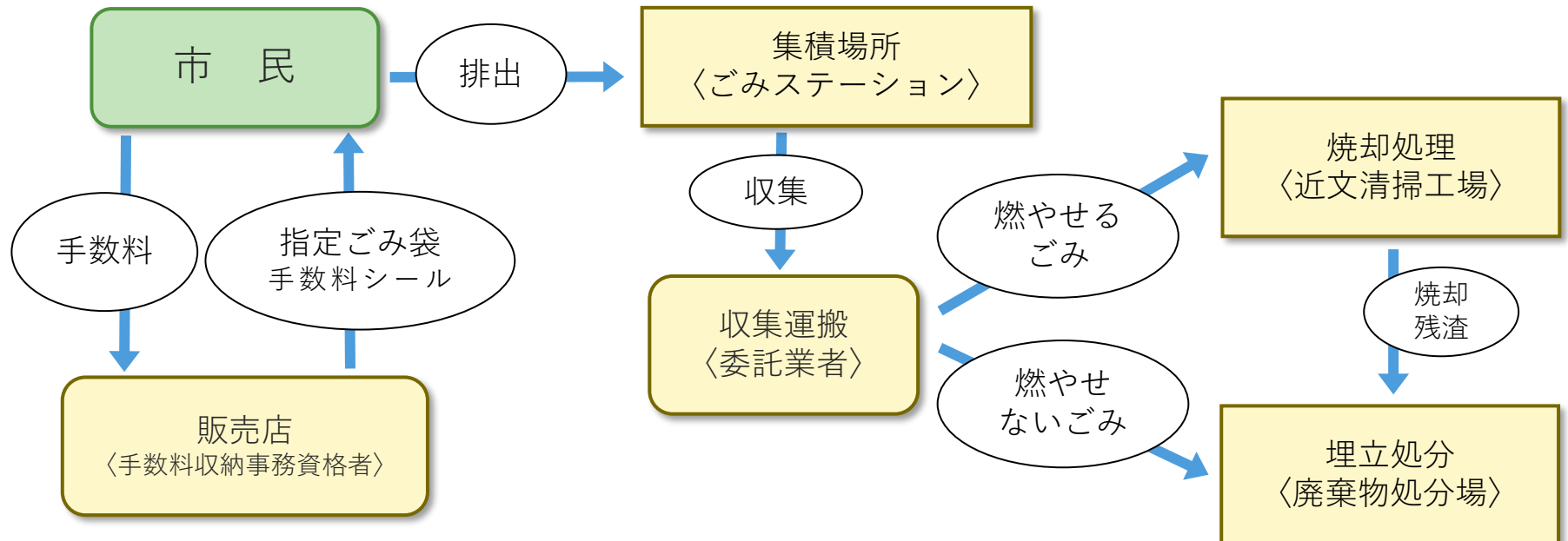
ASAHIKAWA CITY

手数料の対象となる一般廃棄物と排出者

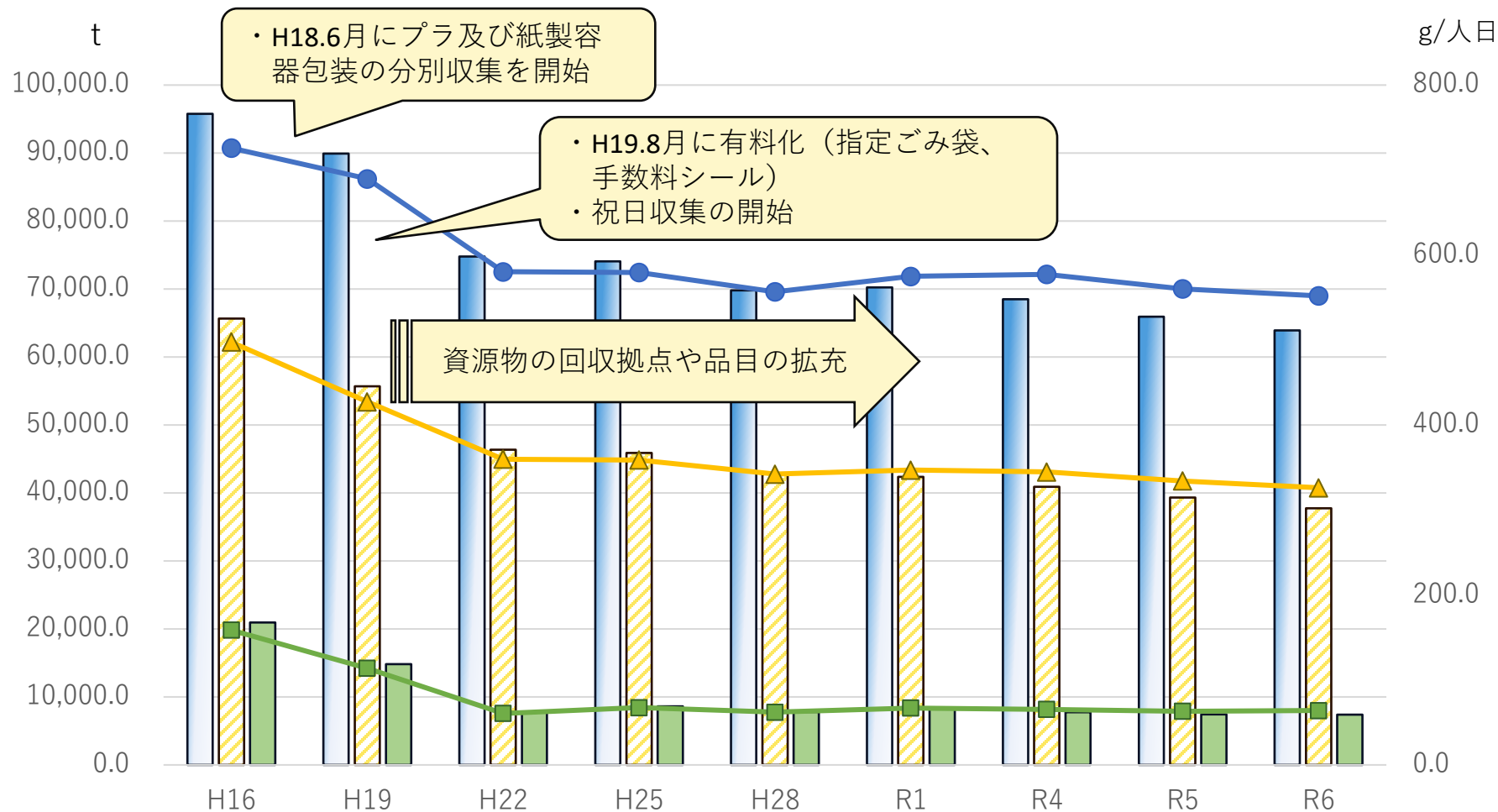


一般廃棄物	排出者
家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみ	燃やせるごみ及び燃やせないごみを排出する市民

〈処理のフロー図〉



家庭ごみの排出量等の推移（燃やせる、燃やせない）



■ 排出量 (家庭ごみ)
 ▨ 排出量 (燃やせる)
 ■ 排出量 (燃やせない)

● 原単位 (家庭ごみ)
 ▲ 原単位 (燃やせる)
 ■ 原単位 (燃やせない)

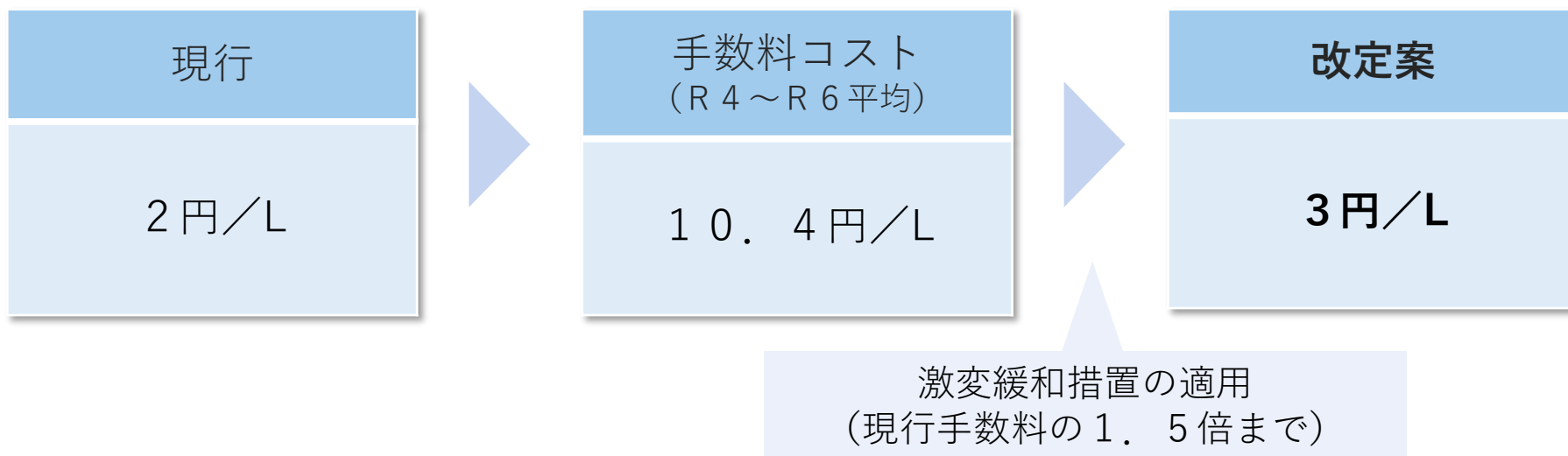
※ 原単位：1人1日当たりの排出量（右軸）

手数料コストの算定及び改定案



コスト算定の対象となる年度（実績）	有料化時	今回の見直し		
	H 1 6	R 4	R 5	R 6
処理量（L）	445,930,500	243,442,450	233,824,600	225,765,050
手数料コスト（円/L）	6	9. 8	1 0. 5	1 1. 0
手数料（円/L）	2	2	2	2
排出者負担割合（%）	3 3. 3	2 0. 4	1 9. 0	1 8. 2

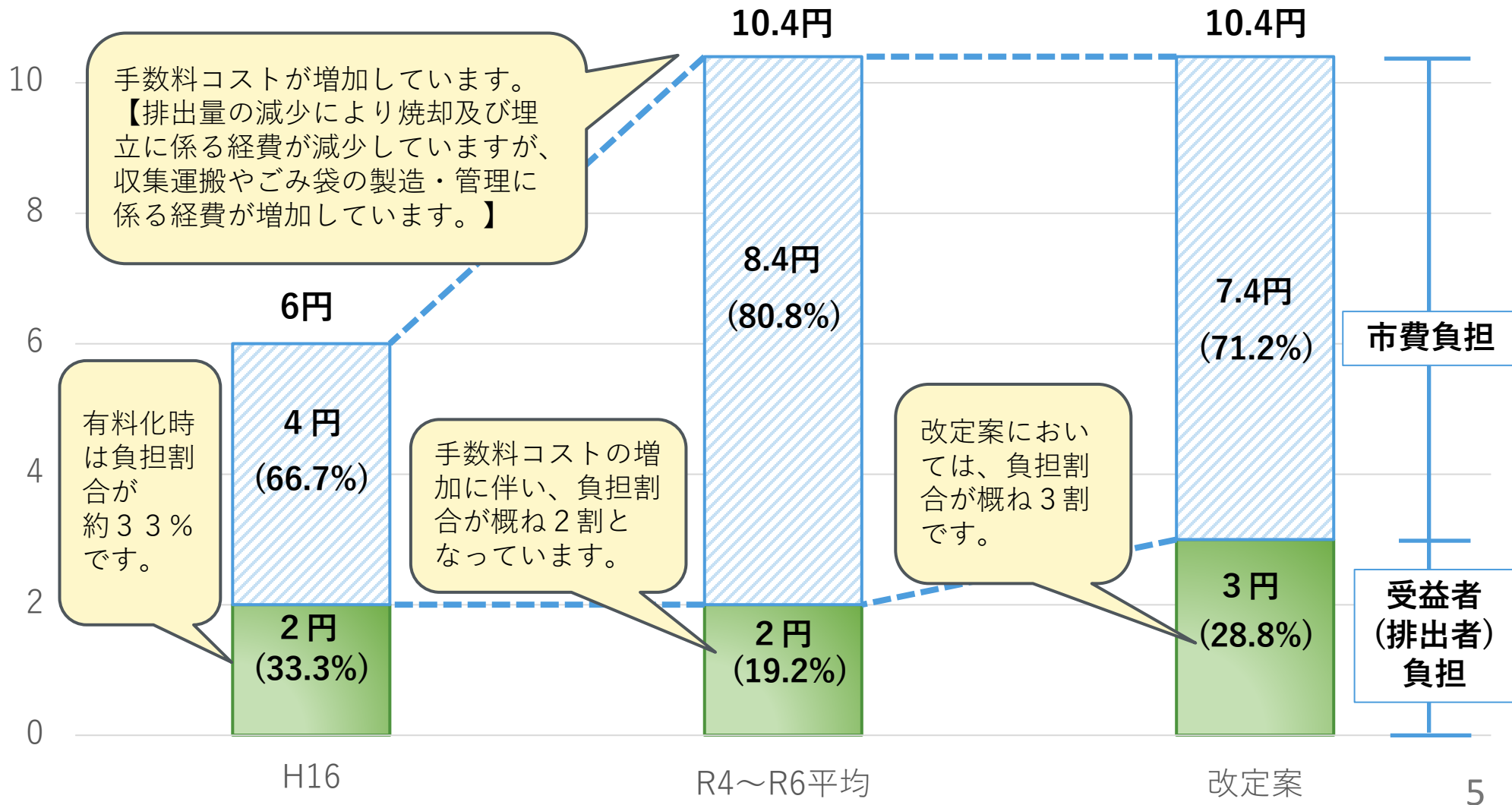
- ・手数料コストは、指定ごみ袋の製造・管理に係る経費、収集運搬業務委託料、収集したごみの焼却処理、埋立処分に係る経費等の合計を処理量（L）で除して算定



受益者（排出者）負担割合の比較



手数料コスト（1L当たり）に対する受益者（排出者）負担割合



指定ごみ袋等の改定料金（案）等



指定ごみ袋等の改定料金（案）

		現行料金	改定料金（案）	改定額
指定ごみ袋	5 L用	1 0 円	1 5 円	+ 5 円
	1 0 L用	2 0 円	3 0 円	+ 1 0 円
	2 0 L用	4 0 円	6 0 円	+ 2 0 円
	3 0 L用	6 0 円	9 0 円	+ 3 0 円
	4 0 L用	8 0 円	1 2 0 円	+ 4 0 円
手数料シール		8 0 円	1 2 0 円	+ 4 0 円

※ 料金は燃やせるごみ、燃やせないごみ共通

改定料金の適用時期（案）

令和9年4月1日

道内主要都市の状況



	手数料 (円/L)	備考	減免の状況
旭川市	3	見直し案	生活保護世帯減免の在り方について検討を進める
	2	現 行	生活保護、乳幼児、紙おむつ給付世帯
札幌市	2		乳幼児、紙おむつ給付世帯
函館市	2		低所得世帯（生活保護除く）
小樽市	2		乳幼児、紙おむつ給付世帯
室蘭市	3	R4に改定	障がい者
釧路市	2. 6		乳幼児、紙おむつ給付世帯
帯広市	3	導入時から変更なし	天災、ボランティア
北見市	2	R8.10月から3円/L	生活保護、紙おむつ（無料収集）
苫小牧市	2		
江別市	3	R6に改定	生活保護、紙おむつ（ R6. 10月から無料収集）

手数料改定による影響額



※ 市民1人当たりの年間負担額を、R4～R6年度の手数料収入の実績及び人口をもとに算出